

公立大学法人京都市立芸術大学職員の育児休業等に関する規程施行細則

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年12月21日一部改正)

(平成30年3月19日一部改正)

(令和4年9月27日一部改正)

(令和7年10月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人京都市立芸術大学職員の育児休業等に関する規程（以下「規程」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業の申出)

第2条 規程第2条第2項の規定による育児休業を申し出ようとする職員は、育児休業申出書（第1号様式）に、当該申出に係る子（規程第2条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び当該職員との続柄（当該子が同項本文括弧書きに規定する者に該当する場合にあっては、その事実。以下同じ。）を証明する書類（当該子について既に2回の育児休業（同項ただし書に規定する最初及び2回目の育児休業を除く。）をしたことがある職員にあっては、当該書類及び規程第2条第1項各号に掲げる事情のいずれかを記載した書面）を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、育児休業を申し出た職員に対し、当該申出の内容を確認するために必要な書類の提出を求めることがある。

(規程第2条第1項本文の理事長が定める者)

第2条の2 規程第2条第1項本文の理事長が定める者は、児童福祉法第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（同法第27条第4項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望する者として児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業の期間の延長の申出)

第3条 規程第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長を申し出ようとする職員は、育児休業申出書を理事長に提出しなければならない。この場合において、当該育児休業に係る子について既に育児休業の期間の延長を受けたことがある職員が申し出るときは、規程第3条第2項ただし書に規定する事情を記載した書面を添付しなければならない。

い。

2 第2条第2項の規定は、育児休業の期間の延長の申出について準用する。

(育児休業に係る子を養育しなくなった場合等の届出)

第4条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を養育状況変更届（第2号様式）により理事長に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
- (2) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (3) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(職務復帰)

第5条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業が規程第5条第1項第1号、同項第2号又は同項第3号に規定する事由に該当したことにより終了したときは、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(勤務した期間に相当する期間)

第6条 規程第7条第1項に規定する別に定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認等のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 規程第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 非常勤職員、臨時職員又は規程第6条第1項1号の規定により雇用期間を定めて採用された職員として在職した期間
- (3) 公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第41条の規定により停職されている職員又は労働組合の役員として専ら従事する場合の休職に関する規程に基づく承認を受けている職員として在職した期間
- (4) 休職していた期間（就業規則第14条第1項第1号に規定する事由に該当して休職していた期間（地方公務員災害補償法第28条又は第28条の2の規定により補償（就業規則第21条の規定により再雇用された者のうち常勤の職員以外の職員にあっては、これに相当する補償）を受けることができる期間に限る。）を除く。）

(給料月額調整時期)

第7条 規程第8条に規定する別に定める日は、育児休業をした職員が職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程施行細則第17条第1項に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日とする。

(部分休業の申出)

第8条 規程第11条の規定による部分休業を申し出ようとする職員は、部分休業申出書(第3号様式)に、当該請求に係る子の氏名、生年月日及び当該職員との続柄を証明する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、部分休業の申出について準用する。

(準用)

第9条 第4条の規定は、部分休業をしている職員について準用する。

(補則)

第10条 この細則に定めるもののほか、規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成28年12月21日理事長決定)

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月19日理事長決定)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月27日理事長決定)

(施行期日)

1 この細則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この細則の施行の日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの細則による改正前の公立大学法人京都市立芸術大学職員の育児休業等に関する規程施行細則第2条第3項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年10月1日理事長決定)

この細則は、決定の日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条及び第 3 条関係）

育児休業申出書

（あて先）公立大学法人京都市立芸術大学理事長	年 月 日
所属コード	氏名コード
所 属	氏 名 ⑩

公立大学法人京都市立芸術大学 職員の育児休業等に関する規程		☐ 第 2 条第 2 項 ☐ 第 3 条第 3 項において準用する同規程第 2 条 第 2 項
の規定により、 ☐ 育児休業 ☐ 再度の育児休業 ☐ 育児休業の期間の延長 ☐ 育児休業の期間の再度の延長		を申し出ます。
申 出 に係 る子	氏 名	
	続 柄	
	生年月日	年 月 日
申 出 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
既に育児休業を した期間		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
所 属 長 の 意 見		
添 付 書 類		☐ 母子健康手帳の写し ☐ 特別の事情を記載した書面 ☐ その他（ ）

注 該当する□には、✓印を記入してください。

養育状況変更届

（あて先） 公立大学法人京都市立芸術大学理事長	年 月 日
所属コード	氏名コード
所 属	氏 名 ⑩

公立大学法人京都市立芸術大学職員の育児休業等に関する規程施行細則	
☐第 4 条 ☐第 9 条において準用する同施行細則第 4 条 の規定により、	
☐育児休業 ☐部分休業 に係る子の養育状況について変更が生じたので、届け出ます。	
事 実 が 生 じ た 日	年 月 日
届 出 の 事 由	☐休業に係る子を保育所等に託児した。 ☐負傷又は疾病により、子を養育することができなくなった。 ☐休業に係る子が死亡した。 ☐休業に係る子と離縁した。 ☐その他（ ）

注 該当する□には、✓印を記入してください。

第 3 号様式（第 8 条関係）

部分休業申出書

（あて先） 公立大学法人京都市立芸術大学理事長	年 月 日
所属コード	氏名コード
所 属	氏 名 ㊟

1 部分休業の請求の申出

公立大学法人京都市立芸術大学職員の育児休業等に関する規程第 1 1 条の規定により、部分休業を申し出ます。				
申出 に係 る子	氏 名			
	続 柄			
	生年月日	年 月 日		
取得形態	第 1 号部分休業 ・ 第 2 号部分休業			
申 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
	☐ 毎 日 ☐ その他（ ）	☐ 毎 日 ☐ その他（ ）		
申 出 時 間	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		
	☐ 母子健康手帳の写し ☐ その他（ ）			

2 部分休業の変更の申出

公立大学法人京都市立芸術大学職員の育児休業等に関する規程第 1 1 条第 3 項の規定により、部分休業の変更を申し出ます。			
申出日	変更後の部分休業	変更が必要な理由	所属長等 承認欄
月 日			☐
月 日			☐
月 日			☐

注 1 太枠の中だけ記入してください。また、該当する□には、✓印を記入してください。

2 曜日等によって申出時間が異なる場合には、申出期間及び申出時間の欄に、それぞれ必要な事項を記入してください。

※ 部分休業の申出が、職員からの申出に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

[illegible]